

京都総評青年部ニュース

発行： 京都総評青年部

～第36号～

2007年4月16日(月)

TEL . 075 - 801-2308

FAX . 075 - 812-4149

最賃伝説～第4章～の日程が決定！

――申し込み開始は、4月23日から――

4月13日、第2回実行委員会をしました。

今回の実行委員会では、最賃伝説～第4章～の日程を決定。第1回目の宣伝を4月28日午後8時から三条河原町で。最賃生活体験者募集を4月23日～5月18日までといった事を決定しました。

日程は右の表のとおりです。

“げんなり！最賃伝説。”～第4章～ 日程

- 4月23日 最賃生活体験者募集 開始
- 24日 第3回実行委員会(19時半～)
- 28日 第1回宣伝
<まともな最賃法に改正を！> 宣伝
20時～ 三条河原町
- 5月11日 第4回実行委員会(19時半～)
- 18日 第5回実行委員会(19時半～)
- 5月18日 最賃生活体験者募集×7
- 5月31日 スタート集会&最後の晩餐
- 6月1日～30日 最賃生活体験
- 6月16日 参議院議員選挙の各立候補者に突撃訪問！
「最賃ってこんなに悲惨なんです」宣伝
19時～20時 三条京阪
- 6月30日 カウントダウンPARTY

今まで過去3年間で、のべ約200人の青年が果敢に最賃生活に挑んでいます。

今年は、何人の仲間がチャレンジすることやら……。もちろん、“再チャレンジ”も可能ですから……。な、何か？

今年、新たな取り組みとして企画されているのが、6月16日の“参議院議員選挙の各立候補者に突撃訪問！”です。

今年7月に参議院選挙があります。一部では、格差をどのように突破するのが争点の1つだと言われています。そういった意味では、この低すぎる最賃の問題、どの候補者がどのように考えているのか聞きに行きましょう！



06年の最賃宣伝より

拝啓

京都市内に事務所をおく、各政党の候補者のみなさん！

クビを洗って……。いやいや、私たちの願いをどうか国会で反映させてください。良かったら、一緒に最賃チャレンジします？ 笑

敬具

この最賃生活体験も4回目……。各青年部でも、「マナーにならないように……。」の声があります。その声に少しでも応えようと、実行委員会のメンバーは、仕事で疲れた頭をフル回転させながら一生懸命に考えています……。そんなワケで具体的な内容に関しては、もう少し待ってください。

※ あなたの“お時給”いくら？ ※

取り組みの成果もあり、京都府の最賃額が時給686円である事を知っている人は増えました。

“が”、実はみなさん、自分の“お時給”ってご存知？

一度、お試しあれ。

Step 1

最低賃金の対象となる賃金は、通常の労働時間、労働日に対応する賃金に限られます。具体的には、実際支払われる賃金から次の賃金を除外したものが最低賃金の対象になります。

結婚手当

1ヶ月を超える期間ごとに支払われている賃金（賞与など）

時間外割増賃金

休日割増賃金

深夜割増賃金

精皆勤手当、通勤手当及び家族手当

Step 2

あなたの年間所定労働日数は何日？（土日が休みの場合。）

$$365日 - 104日（土日数 \cdot \cdot \cdot 52週 \times 2） = 261日 / 年$$

月給は？ _____ 円

所定労働時間は毎日8時間。（法律どおりなら・・・。）

第3回“最賃伝説。”実行委員会

日時：4月24日（火）19時半～

場所：京都総評別室

Step 3

$$\frac{\text{月給額} \times 12 \text{ヶ月}}{\text{年間総所定労働日数} \times 8} = \text{_____ 円}$$



これがあなたの“お時給”

ちなみに月給16万円なら・・・

$$16 \text{万円} \times 12$$

$$261 \text{日} \times 8$$

$$= \text{約 } 920 \text{円}$$

※ コトは、
最賃が時給1000円以上になれば、
あなたも賃上げに♪

しかし、現実には・・・。

みなさん、計算されていかがでしたか？
まさか、最賃額より低い方はいないですよね？

しかし、みなさん計算するときに気がつかれた
かもしれませんが、土日休みになっていますか？
8時間労働ですか？サービス残業なら、賃
金が支払われていないので当然・・・悲。